芦屋市阪神・淡路大震災 20 周年事業の取組



芦屋市阪神·淡路大震災 20 周年事業

目 次

芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1
推進体制······5
芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業推進本部会議設置要綱 ・・・・・・・・・11
芦屋市阪神・芦屋大震災20周年事業専門部会設置要領
芦屋市阪神・淡路大震災20年事業ワーキンググループ設置要領 · · · · · · · · 14

芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業基本方針

阪神・淡路大震災から20年の節目にあたり、震災犠牲者への哀悼の意を示すとともに、震災 で得た経験と教訓を次世代に継承し、災害に強いまちづくりを進めるため、芦屋市阪神・淡路大 震災20周年事業を実施します。

この事業の基本方針については下記のとおりとします。

記

1 事業の目的

震災犠牲者への哀悼の意を示すとともに、震災で得た経験と教訓を次世代に継承し、災害に強いまちづくりを進める。

2 現状と課題

南海トラフ巨大地震や大規模な自然災害など新たな災害への対応が急がれる中、震災を経験 した市民や市職員が減少し、震災の記憶が希薄化している。

3 基本コンセプト

安全・安心のまちづくりに向けて、阪神・淡路大震災やそれ以降の全国各地で発生した災害 で得た知見を伝承し、未来につなげる。

4 キャッチフレーズ

「未来へつなぐ」~いのち・まち・こころ~

5 事業展開

(1) 実施期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(1年間)

(2) 主な実施事業

市が直接行う事業

- ◎追悼式典
- ◎祈りと誓い
- ◎防災シンポジウム
- ◎職員間での経験・教訓の継承事業(民間事業者と共同研究事業)
- ◎まちづくりの振返り

市民団体等からなる実行委員会と連携して行う事業

- ◎市民参加型継承事業
- ◎市民団体等が実施する関連事業

市・各種団体等が実施する冠事業

- ◎次のコンセプトに沿ったもの
 - ・・いのち-をつなぐ (人命救助,鎮魂,防災訓練,防災教育など,命に関連する取組の展開)
 - ・ まち-をつなぐ (まちづくりに関連し、防災力の向上に資する取組の展開)
 - ・ こころ-をつなぐ (震災経験者からの震災の記憶や体験を次世代につなぐ取組の展開)

市民団体事業への支援

◎全市的な事業展開のため、芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業に関連する市民団体 等の事業に対し1.17あしやフェニックス基金助成金の活用を推進する。

6 推進体制

- (1) 市長を委員長とする芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業推進本部会議を設置する。
- (2) 市民団体代表の方などを中心とした芦屋市阪神・淡路大震災20周年市民事業実行委員会 を設置する。

7 広報活動の推進

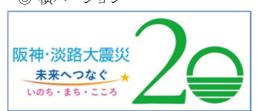
- (1) 各種広報媒体の活用
- (2) イベント等に冠をつけ、広く市民に周知を図る。
- (3) 20周年ロゴマークの活用

◎ 縦バージョン





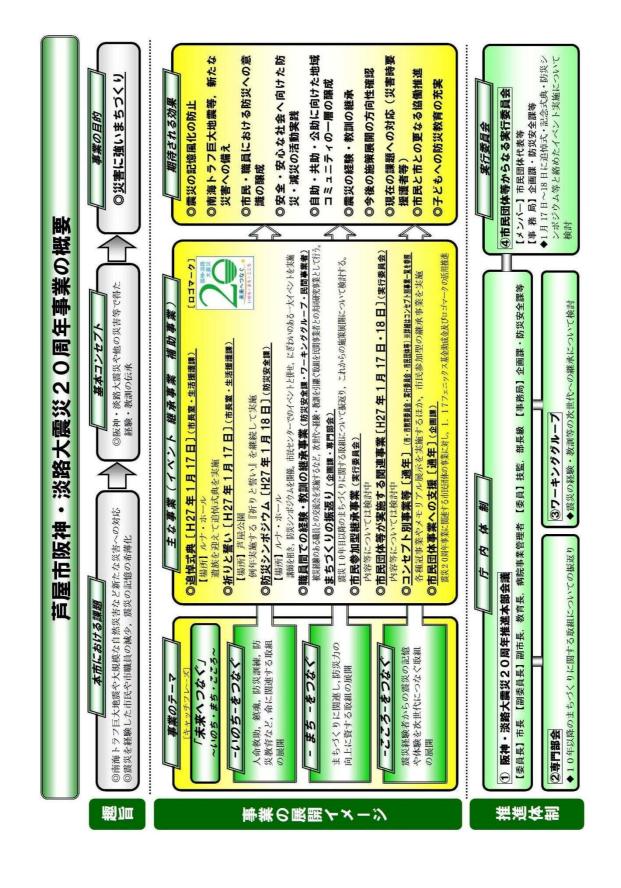
◎ 横バージョン





(4) 1.17あしやフェニックス基金助成金について周知を図る。

以上



		П	「未来	「未来へつなぐ」~いのち・まち・こころ~	.223~	4		
チャッ	◆キャッチフレーズに基づき,『いのち』・『まち』・『こころ』それぞれのコンセプトに沿った事業について,冠事業として実施する。	1.[*5].[C3	- 5』それぞれ	いのコンセプトに沿った事業に	ついて、冠事業と	こして実施する	ŝ	
	\Rightarrow			\Rightarrow	į		\Rightarrow	
	-1:05-をつなぐ			- まち -をつなぐ			-223-8045	
◆人命教助、 連する取	ループ (大命教助、鎮魂、防災訓練、防災教育な連する取組の展開	など、命に関	◆まちづ展開	◆まちづくりに関連し、防災力の向上に資する取組の 展開	管する取組の	◆ <u>展災経験者か</u> ぐ取組の展開		次世代につな
実施月 (予定含む)	事業名	超景雄	実施月 (予定含む)	事業名	担当課	実施月 (予定含む)	事業名	相当課
随時	防災出前講座	防災安全課	5月	あしや市民活動フェスタ	市民参画課	4月	芦屋さくらまつり (実施済)	市民参画課
8 月	兵庫県・阪神広域 合同防災訓練	防災安全課	月9	映画会 「がんぱっペフラガール!」	男女共同参画推進課	4月	ユニセフカップ 2014 芦屋 国際ファンラン (実施済)	スポーツ推進課
8月	僕も私も防災士 -ザ・サバイバル-	学校教育課生涯学習課	7月	第4回市民フォーラム 「住まい耐震化のすすめ」	建築指導課	5月	あしや山まつり	数 数
9月	「救急の日」の催し	教命課	7.月	景観行政団体移行記念 芦居士星組つ士一二人	都市計画課	日 9	リュースフェスタでの パネル展示	環境施設課
11月	講演会「震災と人権」	人権推進課		月屋に最晩ノイーノム国際特別都市建設連盟		7 A	あしや保健福祉フェア	福祉センター
11月	あしや ホスピタル・フェスタ	病院		月 防災担当者会議 防災担当者会議 防災担害を議 防災担害を登録した。	防災安全課 本ます。	8月	平和と人権事業での パネル展示	人権推進課
12 月	講演会とコンサート 「阪神・淡路大震災をのりこえて」	赤院			6	10 月	あしや秋まつり	報報
1月	映画会 「ヒューマンライツシアター」	上宮川文化センター				11月	こどもフェスティバル	こども課
1月	「あなたたちのえがお いつまでも」のつどい	保育課				1月	あしや温泉でのパネル 展示	環境 葉
7年35年7						44 60 4 70	一年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	

◆追悼式典、祈りと誓い、防災シンポジウム、市民団体等が実施する関連事業については上記コンセプト別事業一覧に含めていません。

推進体制

1 芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業推進本部会議

(1) 所掌事務

- ア 震災20周年事業の計画決定及び実施に関すること。
- イ その他震災20周年事業の遂行のために必要な事項に関すること。

(2) 推進本部員名簿

役割	役 職		氏	名	
委員長	市長	山	中		健
	副市長	岡	本		威
副委員長	教育長	福	岡	憲	助
	病院事業管理者	佐	治	文	隆
	技監	宮	崎	貴	久
	企画部長	米	原	登口	己子
	総務部長	佐	藤	徳	治
	総務部参事(財務担当部長)	脇	本		篤
	市民生活部長	北	Ш	加灌	津美
	福祉部長	寺	本	慎	児
	こども・健康部長	三	井	幸	裕
	都市建設部長	辻		正	彦
委 員	都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)	林		茂	晴
	会計管理者	西	本	賢	史
	上下水道部長	青	田	悟	朗
	市立芦屋病院事務局長	古	田	晴	人
	消防長	樋	口	文	夫
	教育委員会管理部長	Щ	口	謙	次
	教育委員会学校教育部長	伊	田	義	信
	教育委員会社会教育部長	中	村	尚	代
	市議会事務局長	和	泉	健	之
事 務 局	企画課 市長室 生活援護課 防災安全課				

開	催日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第1回	平成26年 4月21日	 事務局紹介 芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業推進本部会議設置要綱について 協議事項 芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業基本方針(案)について 芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業の冠及びロゴマーク使用に関する要綱設置について 連絡事項 芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業推進本部会議の日程(案)について
第2回	5月7日	 協議事項 (1) 芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業基本計画について(継続事項) (2) 芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業冠・ロゴマーク使用に関する要綱について(継続事項) (3) 専門部会・ワーキンググループの設置について (4) 振返り作業の開始について
第3回	5月26日	 協議事項 (1) 専門部会・ワーキンググループの設置について (2) 職員間継承事業について (3) 市民参加型継承事業について 2 報告事項 (1) 防災シンポジウムについて (2) 1月17日・18日の事業の概要について
第4回	7月14日	 協議事項 (1) 追悼式について (2) 広報計画について (3) 職員間の継承事業について
第5回	10月1日	1 協議事項 (1) 震災 20 周年事業の進捗状況報告について (2) 職員間の継承事業について

開	催日	議題
第6回	10月20日	 協議事項 市民アンケートについて 職員アンケートについて
第7回	11月25日	 協議事項 (1) 追悼式について (2) 職員継承事業の実施報告及び共同研究発表について (3) 防災セミナーについて (4) 1月18日事業について
第8回	12月8日	 協議事項 (1) 1月18日事業の変更点について (2) 職員継承事業の実施報告及び共同研究発表について (3) 職員継承事業について
第9回	平成27年 1月19日	1 協議事項 (1) 職員継承事業について
第 10 回	2月23日	 報告事項 (1) 職員の経験・教訓の継承事業について (2) 冠・ロゴマーク利用団体,フェニックス基金利用状況報告 2 協議事項 (1) 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理」のフォローアップについて
第 11 回	3月26日	1 協議事項 (1) 阪神・淡路大震災20周年事業記念誌の発行について (2) 阪神・淡路大震災20周年事業報告書「阪神・淡路大震災から20年を迎えた芦屋市のこれからの課題」の発行について (3) 阪神・淡路大震災20周年職員間継承事業報告書の発行について (4) 阪神・淡路大震災20周年事業決算見込みについて

2 芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業専門部会

(1) 所掌事務

芦屋市震災復興計画以降のまちづくりに関する取組について振返り、報告書案を 作成し、芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業推進本部会議に提出する。

(2) 組織

役割	役 職		氏	名	
部 長	企画部長	米	原	登己	.子
副部長	都市建設部長	辻		正	彦
	文書統計課長	田	中	尚	美
	財政課長	森	田	昭	弘
	環境課長	大	上		勉
	地域福祉課長	長	尚	義	則
	こども政策課長	西	村	雅	代
	都市建設部総務課長	下	岡	政	夫
	防災安全課長	柿	原	浩	幸
部員	都市計画課長	東			実
FF 2	教育委員会管理課長	小	Щ	智瑞	子
	学校教育課長	北	野		章
	生涯学習課長	長	畄	_	美
	病院事務局総務課長	平	見	康	則
	水道管理課長	高	橋	正	治
	下水道課長	岩	崎		満
	消防総務課長	吉	岡	幸	弘
	市会事務局総務課長	富	田	泰	起
事務局	企画課				

開	催日	
第1回	平成26年 6月4日	1 専門部会の位置付けについて2 調査票について
第2回	平成27年 2月13日	1 『芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・ できなかったことの整理』の結果の現在の状況について

3 芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業ワーキンググループ

(1) 所掌事務

震災の経験と教訓等の継承についての報告書案を作成し、芦屋市阪神・淡路大震災20周 年事業推進本部会議に提出する。

(2) 組織

役割	所 属		氏	名
グループ員	下水道課	灰	佐	信 祐
	保険課	濱	田	真規子
	道路課	小	山	陽光
	債権管理課	亀	井	容 平
	防災安全課	塚	田	亮
	保育課	小	Ш	和 真
	市民課	濱	口	利幸
	環境課	大	村	麻 雄
	高年福祉課	下	條	純
	下水道課	田	中	裕章
	都市計画課	生	友	万里子
事務局	防災安全課			

開	催日	内容
第1回	平成26年 10月9日	2チームでシミュレーション
第2回	10月15日	経験者(OB3人+現職1人)から 若手ワーキンググループ(11人)へ継承
第3回	10月23日	若手職員向け継承の準備
第4回	10月31日	概ね入職10年目以下の職員を対象(15人)に 未経験者から未経験者への継承

4 芦屋市阪神・淡路大震災20周年市民事業実行委員会

(1) 所掌事務

未来へつなぐ」~いのち・まち・こころ~をテーマとした市民全体が参加できる 20 周年事業の企画等 1 月 1 7 日及び 1 8 日に実施する市民団体等による 2 0 周年事業の応募条件についての助言及び選定を行う。

(2) 組織

役	割	所 属		氏	名	
委員	€	芦屋市三師会	若	林	益	郎
副委	員長	芦屋経済人会議	石	本	章	宏
★	Ħ	芦屋スカウト育成会	井	上	保	子
委	員	国際ソロプチミスト芦屋	宮	本	陽	子

開	催日	叢 題
第1回	平成26年 5月22日	1 市民参加型継承事業について2 1月17日・18日のイベントについて
第2回	6月5日	1 市民参加型継承事業について2 1月17日・18日のイベントについて
第3回	8月28日	1 市民参加型継承事業について2 1月18日の市民団体主催事業の決定について

芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業推進本部会議設置要綱

(設置)

(所堂事務)

第1条 阪神・淡路大震災から20年を迎えるに当たり、追悼式典、震災20周年に関する各種の事業等(以下「震災20周年事業」という。)の検討や事業の進行管理を行うため、芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業推進本部会議(以下「本部会議」という。)を設置する。

第2条 本部会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 震災20周年事業の計画決定及び実施に関すること。
- (2) その他震災20周年事業の遂行のために必要な事項に関すること。 (組織)
- 第3条 本部会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 本部会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、本部会議の会務を総理し、本部会議を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 本部会議は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会及びワーキンググループ)

第5条 震災20周年事業の実施に当たり、本部会議に専門部会及びワーキンググループを置く ことができる。

(庶務)

- 第6条 本部会議の庶務は、震災20周年事業に関する事務を所管する課において処理する。 (補則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月16日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

技監

企画部長

総務部長

総務部参事 (財務担当部長)

市民生活部長

福祉部長

こども・健康部長

都市建設部長

都市建設部参事(都市計画·開発事業担当部長)

会計管理者

上下水道部長

市立芦屋病院事務局長

消防長

教育委員会管理部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

市議会事務局長

芦屋市阪神·芦屋大震災20周年事業専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市阪神・芦屋大震災20周年事業推進本部会議(以下「本部会議」という。)設置要綱第5条に規定する専門部会(以下「専門部会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所堂事務)

第2条 専門部会は、震災後10年目以降のまちづくりに関する取組について振返り、報告書案(以下「報告書案」という。)を作成し、推進本部会議に提出する。

(組織)

- 第3条 各部の報告書案を作成するため、各部及び防災安全課にそれぞれ専門部会を置く。ただし、必要に応じて、複数の部等に一の専門部会を置くこともできる。
- 2 専門部会長は、各部等の長をもって充て、副専門部会長は、各部等の調整担当課長がある場合にあっては当該調整担当課長を、調整担当課長がない場合にあっては専門部会長が指名する者をもって充てる。
- 3 専門部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を統括する。
- 4 専門部会長に事故あるとき、又は専門部会長が欠けたときは、副専門部会長がその職務を代理する。
- 5 専門部会員は、専門部会長が、各部等の職員の中から指名する。
- 6 専門部会は、必要に応じて、部会に専門部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴く ことができる。

(専門部会の会議)

第4条 専門部会は、専門部会長が招集する。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、各部等の調整担当課がある場合にあっては当該調整担当課において、 調整担当課がない場合にあっては専門部会長が所掌する課の中から指名する課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附即

この要領は、平成26年6月4日から施行する。

芦屋市阪神・淡路大震災20年事業ワーキンググループ設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市阪神・淡路大震災20年事業推進本部会議設置要綱第5条に規定するワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所堂事務)

第2条 ワーキンググループは、震災の経験と教訓等の継承についての報告書案を作成し、芦屋 市阪神・淡路大震災20年事業推進本部会議に提出する。

(職員の選定)

第3条 ワーキンググループの班員は、原則として、職員として震災を経験していない職員若し くは震災当時に該当する業務に従事していた職員とし、グループのテーマに応じて、公募によ る募集、職員自らの推薦、各部課長からの推薦等、必要に応じて選定する。

(組織)

- 第4条 ワーキンググループのリーダーは、班員による互選で決定する。ワーキンググループの サブリーダーは、互選によって決定したリーダーが指名するものとする。
- 2 リーダーは、ワーキンググループの会務を総括し、ワーキンググループを代表する。
- 3 リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、サブリーダーがその職務を代理する。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じて、ワーキンググループに班員以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの会議)

第5条 ワーキンググループは、リーダーが招集する。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、グループ内で庶務担当を決定の上で処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成26年6月4日から施行する。

芦屋市阪神・淡路大震災20周年市民事業実行委員会会則

(名称)

第1条 この会は、「芦屋市阪神・芦屋大震災20周年市民事業実行委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、阪神・淡路大震災から20年の節目にあたり、震災犠牲者への哀悼の意を表し、震災で得た経験と教訓を次世代に継承し、災害に強いまちづくりを進めるため、芦屋市阪神・淡路大震災20周年事業(以下「20周年事業」という。)の円滑な実施と運営を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 「未来へつなぐ」~いのち・まち・こころ~をテーマとした市民全体が参加できる20周 年事業の企画等
 - (2) 1月17日及び18日に実施する市民団体等による20周年事業の応募条件についての助 言及び選定

(構成)

第4条 委員会は、市民が主となって活動する団体の代表をもって構成する。

(任期)

第5条 役員及び委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(役員)

- 第6条 委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名

(役員の選出)

- 第7条 役員は、次のとおり選出する。
 - (1) 委員長は委員の互選によって定める。
 - (2) 副委員長は、委員長の指名により定める。

(役員の職務)

- 第8条 役員は、次の職務を遂行する。
 - (1) 委員長は、委員会の進行をつかさどり、委員会を代表する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第9条 委員会は、委員長が召集する。

(定足数)

- 第10条 委員会は、その構成員の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、 やむをえない理由により、会議に出席できない場合は、議決権を委任することがき、出席数 に加算する。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決定する。 (専決処分)
- 第11条 委員会を招集することができない場合は、委員長はこれを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、委員長はこれを委員会において報告しなければならない。

(事務局)

- 第12条 委員会の会務を処理するため, 芦屋市企画部企画課に事務局を置く。 (補足)
- 第13条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。 (附則)
- 1 この会則は、平成26年5月22日から施行し、平成27年3月31日をもってその効力を 失う。

芦屋市阪神・淡路大震災 20 周年事業 まちづくりの振返り報告書 平成 27 年 3 月

発行 芦屋市企画部企画課 〒659-0064 芦屋市精道町 7-6 TEL:0797-38-2127 FAX:0797-31-4841

